

国民年金保険料の納付猶予制度について

1. 国民年金保険料の納付猶予制度の概要
2. 納付猶予制度の適用状況
3. 納付猶予制度の課題・検討の方向性
4. 参考資料

国民年金保険料の納付猶予制度の概要

国民年金保険料の納付猶予制度（以下単に「納付猶予制度」という。）の創設（平成17年4月施行）【平成16年改正法附則第19条】

- 国民年金の保険料は、被保険者本人が納付するものであるが、様々な理由で本人が保険料を納付できない場合にも将来の年金給付に結びつける観点から、世帯主と配偶者に連帯して保険料を納付する義務が課されている。
- また、国民年金の免除制度は、被保険者、配偶者及び世帯主の前年所得が一定以下であることを要件としており、就職が困難であったり失業中で所得が低い若年者であっても、収入のある親等と同居している場合には保険料免除の対象とはならない。
- 他方で、平成16年改正の当時、20歳代で非正規雇用の労働者が増大していた状況を踏まえ、将来の無年金・低年金を防止するため、30歳未満の者については、平成17年4月から平成27年6月までの期間（10年間）、同居している世帯主の所得にかかわらず、本人及び配偶者の所得要件により保険料納付を猶予する納付猶予制度が創設され、将来実際に保険料を負担できることとなった時点で保険料を追納できる仕組みとされた。

納付猶予制度の期限の延長、対象者の拡大（平成28年7月施行）【平成26年改正法附則第14条】

- 平成17年4月から30歳未満の者を対象とした納付猶予制度が施行されたが、非正規雇用の労働者が中高年を含む幅広い世代で増加していること等を踏まえ、平成27年6月までの期限を令和7年6月までに延長し、30歳以上50歳未満の者についても納付猶予制度の対象に拡大した。
- その後、令和2年改正で期限を再延長したことにより、現在は令和12年6月までの時限措置となっている。

現行の納付猶予制度の要件等

- 被保険者が50歳未満であること。
- 本人及び配偶者の前年の所得が一定額以下であること（世帯主（親など）の所得は勘案しない）。
- 納付猶予期間は、老齢基礎年金等の受給資格期間に算入される。10年間は保険料を追納できる。追納が行われない場合、免除制度の場合には老齢基礎年金の年金額の計算に国庫負担分のみは反映されるが、納付猶予制度は反映されない。
- 令和12年6月までの時限措置。

免除制度との比較

制度	免除等の要件 (対象者)	免除等の要件 (所得基準)	年金給付
納付猶予制度	本人・配偶者 の前年所得	全額免除基準と同じ	国庫負担分 保険料分
全額免除	本人・配偶者・世帯主 の前年所得	(扶養親族等の数 + 1) × 35万円 + 32万円	国庫負担分 保険料分

納付猶予制度の創設経緯

平成16年の改正（20歳～30歳未満までの納付猶予制度の創設）

- 平成15年9月に取りまとめられた「年金制度改革に関する意見」（社会保障審議会年金部会）において、当時の大幅な納付率の低下要因として、「20歳到達者に対する職権適用等により納付率の低い若年層が増加してきていることや、雇用情勢の悪化等による第2号被保険者から第1号被保険者となった者の増加、若年失業者の増大、フリーターの増加など、社会経済情勢による側面」が挙げられ、収納対策として、年金広報や年金教育の強化のほか、多段階免除の導入等について検討すべきとされた。
- こうした中で「国民年金法等の一部を改正する法律（平成16年法律第104号）」により、保険料を一部免除する多段階免除に加えて、30歳未満の者に対する納付猶予制度が創設された（当初は平成27年6月までの時限措置）。

（参考）「年金制度改革に関する意見」（平成15年9月12日社会保障審議会年金部会）

IV. 公的年金制度の運営

（1）国民年金保険料の徴収

- 国民年金の納付率は、現行制度となった昭和61年以降平成4年度の85.7%をピークに徐々に低下し、平成14年度には62.8%となった。近年のこのような大幅な低下の背景には、20歳到達者に対する職権適用等により納付率の低い若年層が増加してきていることや、雇用情勢の悪化等による第2号被保険者から第1号被保険者となった者の増加、若年失業者の増大、フリーターの増加など、社会経済情勢による側面もある。（略）

（1）国民に対して、年金広報や年金教育を強化し、制度の意義・役割、更に保険料納付の有利さ、大切さについて正しく理解してもらうとともに、保険料納付は国民の義務であるという意識の徹底を図るべきである。

（2）現実に負担能力がない又は低い者については、全額免除又は半額免除の仕組みがあるが、負担能力に応じたよりきめ細かい対応が可能となるよう、免除の仕組みを更に見直すことが必要である。

納付猶予制度の改正経緯

平成26年の改正（納付猶予制度の対象者を50歳未満まで拡大）

- 平成25年に取りまとめられた「年金保険料の徴収体制強化等に関する専門委員会報告書」（社会保障審議会年金部会）において、納付猶予制度について「非正規雇用の労働者が中高年を含む幅広い年代で増加していること等を踏まえて、対象年齢の見直しを検討」すべきとされ、「政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成26年法律第64号）」により、納付猶予制度の対象年齢を30歳未満から50歳未満に拡大した。（令和7年6月までの時限措置）

（参考）「年金保険料の徴収体制強化等に関する専門委員会報告書」

（平成25年12月13日社会保障審議会 年金部会）抄

Ⅱ 国民年金保険料の納付率向上策

（4）年金保険料の納付機会の拡大について

- また、若年者納付猶予制度は、当時、20歳代で非正規雇用の労働者が増大していた状況を踏まえて、平成16年の改正で、若年者の保険料追納の機会を確保するという観点から設けられたものであるが、今日では、非正規雇用の労働者が中高年を含む幅広い年代で増加していること等を踏まえて、対象年齢の見直しを検討するとともに、学生納付特例制度との円滑な接続について運用面の改善を図るべきである。
- なお、納付猶予制度は、追納しない限り将来の年金額が低くなってしまう仕組みであり、低年金・無年金者対策としては一定の限界があることに留意し、追納しやすい環境の整備を図るとともに、免除制度の積極的活用など年金制度内での対応を図り、老後の年金額の確保に努めるべきである。

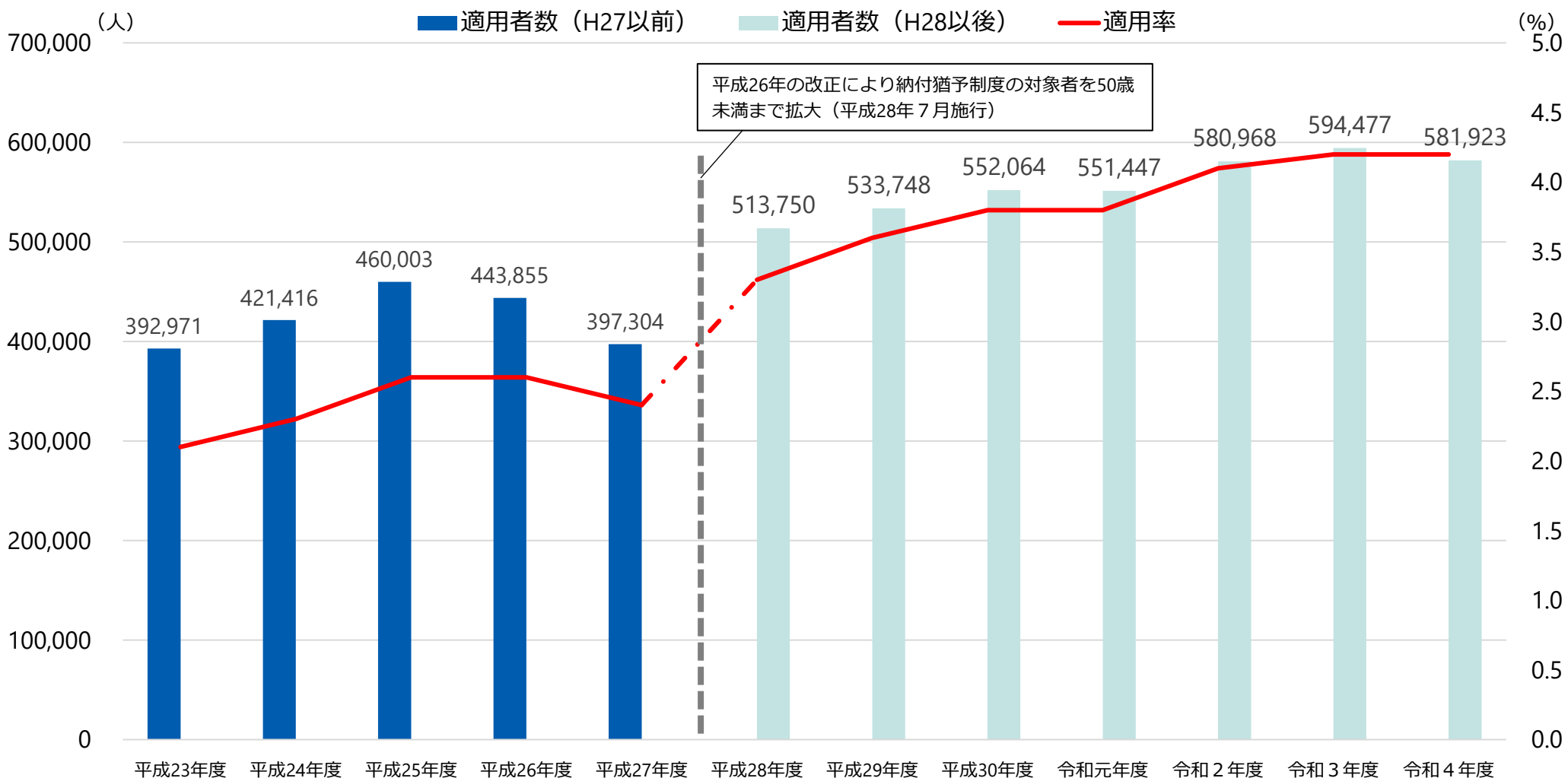
令和2年の改正

- 「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）」により、納付猶予の期限を令和12年6月まで5年間延長。

1. 国民年金保険料の納付猶予制度の概要
2. 納付猶予制度の適用状況
3. 納付猶予制度の課題・検討の方向性
4. 参考資料

納付猶予制度の適用者数・適用率

- ◆ 第1号被保険者全体の数が減少する中で、納付猶予制度の対象者が拡大された平成28年度以降、納付猶予制度の適用者数は増加傾向にあり、第1号被保険者全体に占める適用率は上昇している。



(出典) 厚生労働省「厚生年金保険・国民年金事業年報」

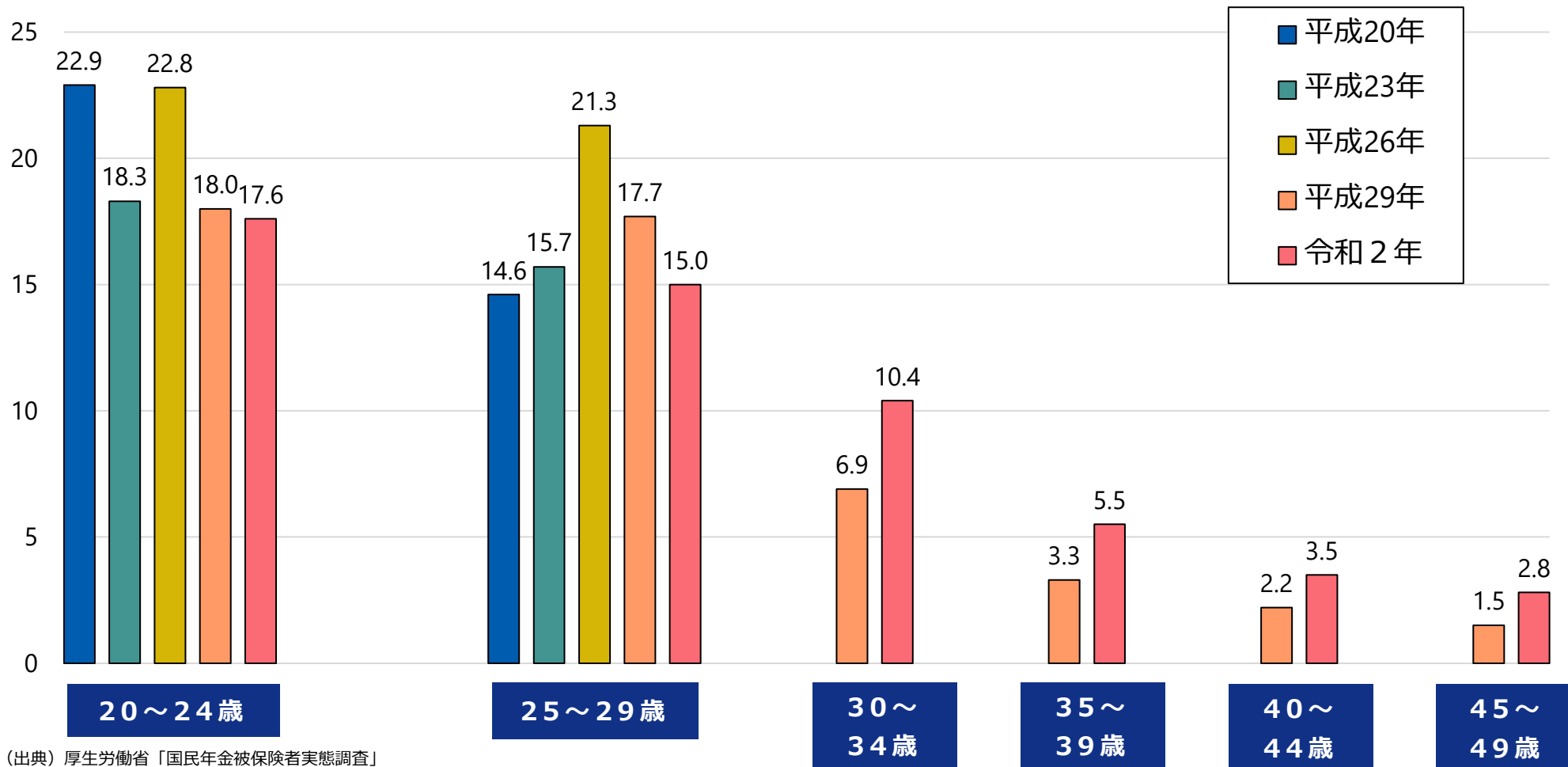
(注) 1) 人数は年度末時点。

2) 納付猶予適用率は、納付猶予適用者／第1号被保険者(任意加入被保険者を除く。)で算出。

納付猶予制度の適用者数（年齢階層別）

- ◆ 20歳以上30歳未満の者については、依然として一定数の適用者がいる。
- ◆ 平成28年より対象が拡大された30歳以上50歳未満の者については適用者数が増加。

(万人)



(出典) 厚生労働省「国民年金被保険者実態調査」

(注) 1) 世帯の総所得金額不詳の者を除く。

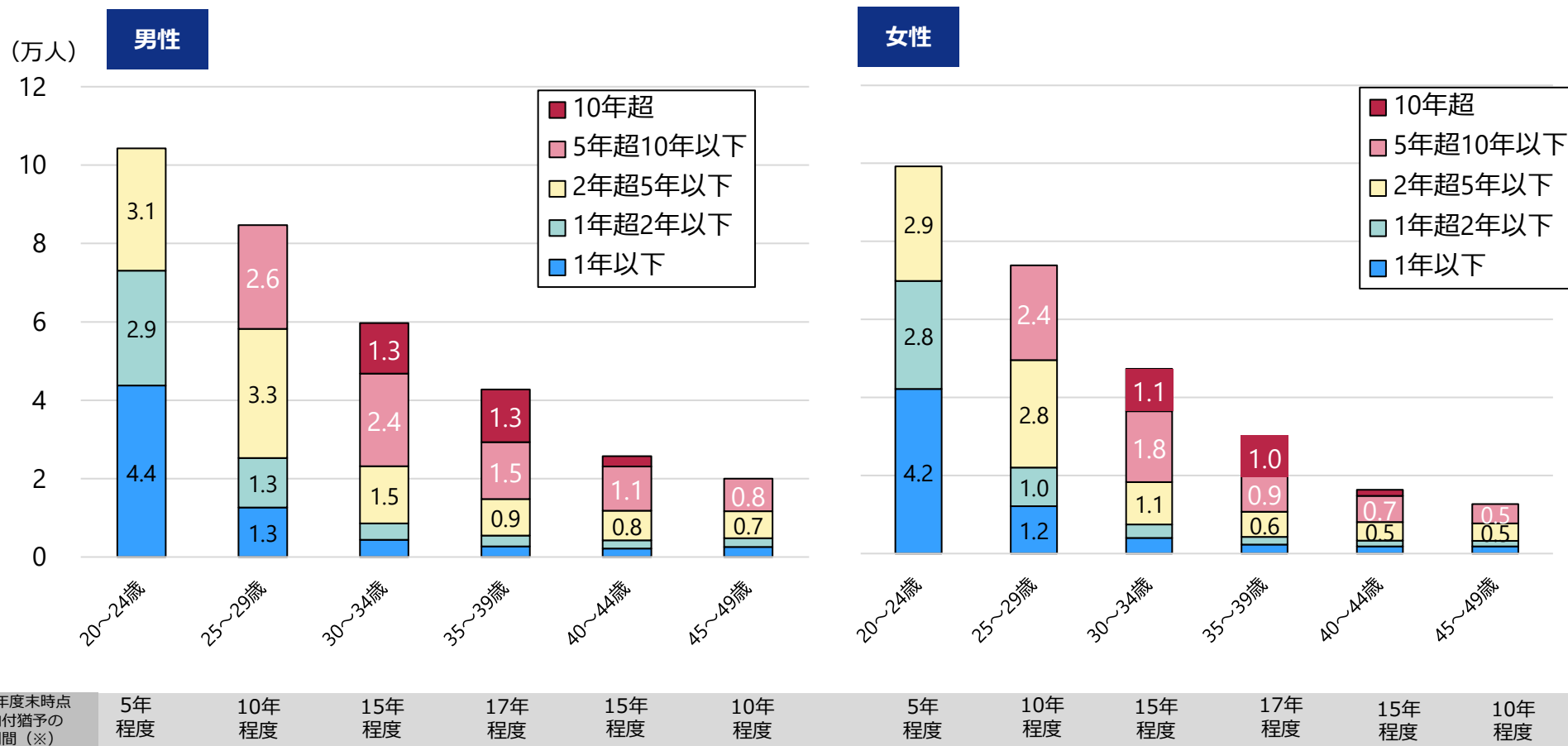
2) 人数は各調査年の前年度末時点。

3) 平成23年調査については、岩手県、宮城県及び福島県を除く。

4) 平成26、29年調査については、福島県の避難指示区域を除く。

納付猶予適用者における納付猶予の適用期間

- ◆ 現在納付猶予が適用されている者について、その納付猶予の適用期間は、特に30歳代では5年超の者が半数以上存在している。



(※) 納付猶予制度を利用可能な年数は、対象年齢拡大の改正経緯等により、5歳ごとに区切った年齢階級に応じて差があることに留意が必要。

(資料出所) 年金局調べ (令和4年度末時点)。

(注) 1) 令和4年度末時点の被保険者データ (5分の1抽出) をもとに集計 (レコード数を5倍して人数ベースに復元)。

2) 過去に納付猶予を受けていた月の保険料について既に追納を済ませている場合は、納付済み月として扱っている。

納付猶予適用者の就労状況

- ◆ 現在納付猶予が適用されている者は約56万人おり、そのうち約半数が無職である。
- ◆ 「無職」、「不詳」を除いた就労している者のうち約75%は、「パート・アルバイト・臨時」の就労形態となっている。

年齢階級	納付猶予者 総数	(単位：万人)					
		(内訳)					
		自営業主	家族従業者	常用雇用	パート・ アルバイト・ 臨時	無職	不詳
20～24歳	18.3	0.6	0.2	0.8	7.1	9.2	0.4
25～29歳	15.4	0.6	0.6	0.7	5.9	7.6	0.1
30～34歳	10.5	0.6	0.4	0.3	3.4	5.6	0.2
35～39歳	5.5	0.3	0.2	0.1	1.4	3.4	0.1
40～44歳	3.5	0.2	0.2	0.1	0.9	2.1	0.1
45～49歳	2.8	0.2	0.1	0.0	0.6	1.8	0.1
合計	56.1	2.5	1.7	1.9	19.2	29.7	1.0

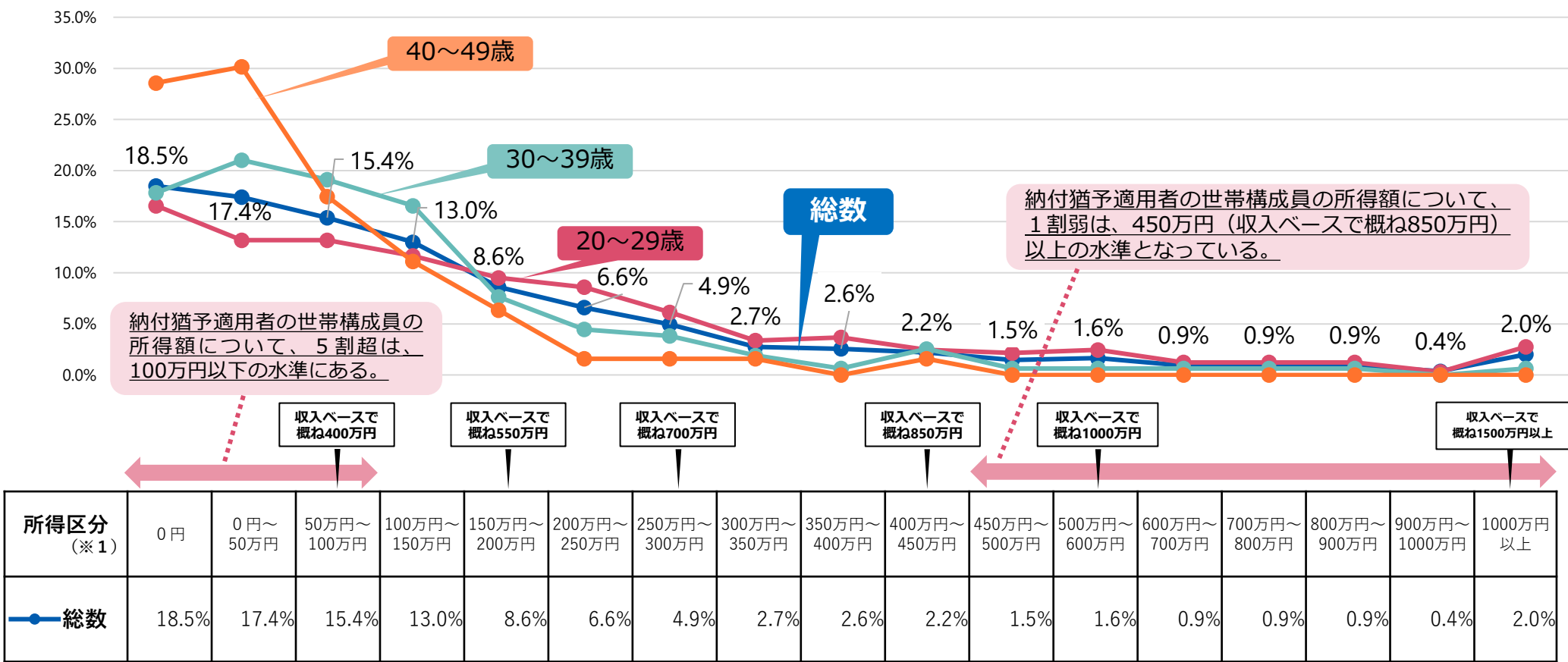
(出典) 厚生労働省「令和2年国民年金被保険者実態調査」

(注) 1) 人数は令和元年度末時点。

2) 四捨五入により足し上げは必ずしも合計と一致しない。

納付猶予適用者の世帯構成員の所得の分布

◆ 納付猶予適用者の世帯構成員の所得額（世帯構成員のうち最大となる者の所得額）について、5割超は控除後の所得額（※1）で100万円以下の水準にあるが、1割弱は450万円（収入ベース（※2）で概ね850万円）以上の水準にある。



（出典）厚生労働省「令和2年国民年金被保険者実態調査」より作成

（注）1）本表は、世帯構成員（本人、配偶者または世帯主に限る）の所得額のうち、最大額について計上したものである。

2）数値は令和元年度末時点。

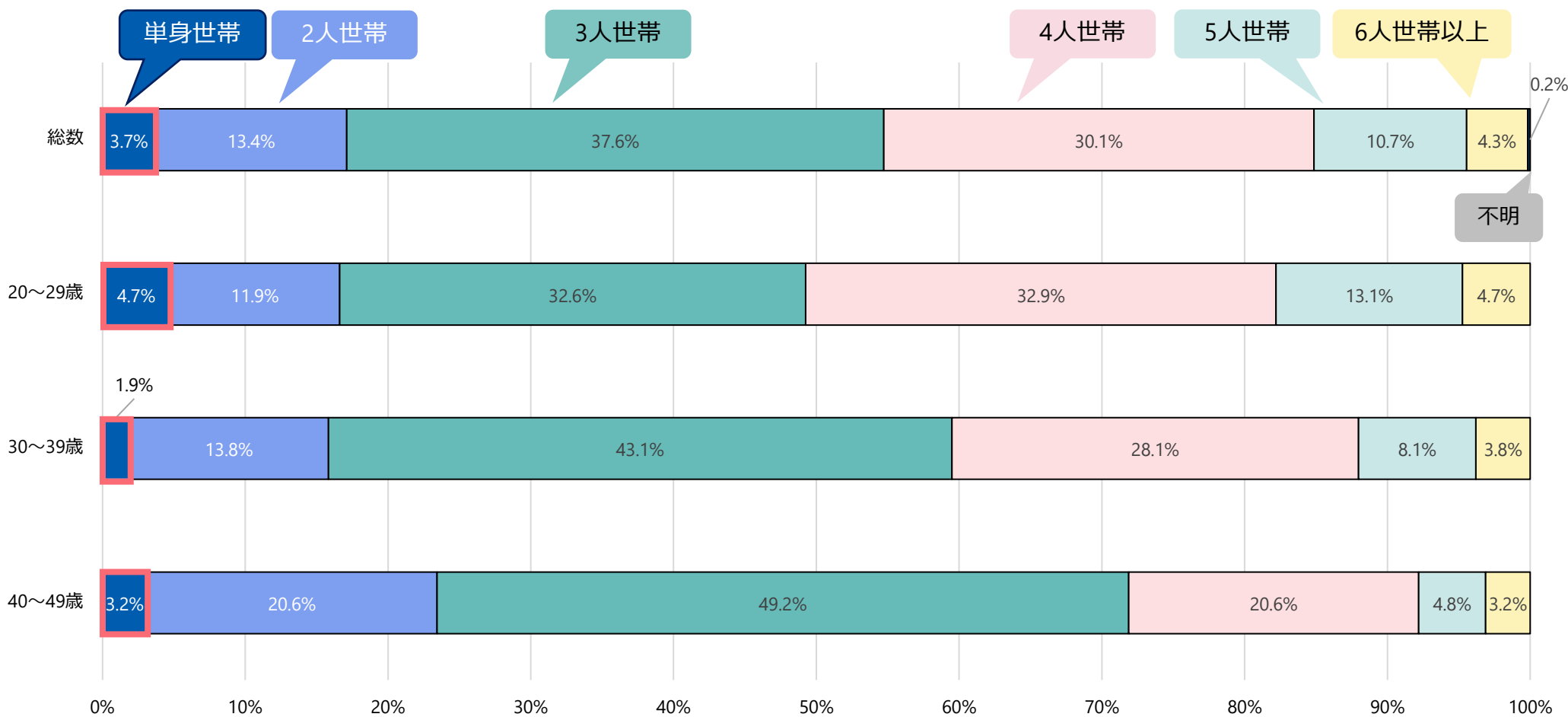
3）四捨五入により足し上げは必ずしも100%と一致しない。

（※1）所得額は一部免除基準に用いる所得の範囲であり、総所得金額から「38万円＋扶養親族等控除額＋社会保険料控除額等」を控除して得た額であり、課税所得ベースの額となっている、なお、負の値となった場合は0円としている。

（※2）「収入ベース」として記載している金額は、配偶者と被扶養者（子（納付猶予適用者）1名）がいることを想定し、給与所得控除等の各種控除を控除した課税所得ベースとのおおよその関係を示した参考額である。

納付猶予制度の適用状況（納付猶予適用者の世帯人員別の割合）

◆ 全額免除と納付猶予では所得基準が同じであり、単身世帯等で全額免除が適用できる状態にあるにも関わらず、納付猶予に留まっている場合がある。



(出典) 厚生労働省「令和2年国民年金被保険者実態調査」
(注) 1) 数値は令和元年度末時点。
2) 四捨五入により足し上げは必ずしも合計と一致しない。

1. 国民年金保険料の納付猶予制度の概要
2. 納付猶予制度の適用状況
3. 納付猶予制度の課題・検討の方向性
4. 参考資料

納付猶予制度の現状と課題

納付猶予制度の現状

【納付猶予制度の導入と変遷】

- ◆ 納付猶予制度は、雇用情勢の悪化等による若年失業者の増大、フリーターの増加などを踏まえ、同居している世帯主の所得にかかわらず、本人と配偶者の所得要件で該当の有無を判断し、実際に保険料を負担できるようになった時点で追納できる仕組みとして、平成16年改正で時限措置として導入され、その後対象者の拡大、期限の延長がされ、現在は令和12年6月までの時限措置とされている。
- ◆ 対象者の拡大、期間の延長をしてきたことで、雇用情勢の悪化等の影響を最も受けた一定の世代に限られた制度ではなく、幅広い世代に利用されている制度となっている。

【納付猶予制度の導入時からの変化】

- ◆ 納付猶予期間は、受給に必要な資格期間には反映されるが年金額には反映されない期間となる。なお、納付猶予制度の導入時は老齢基礎年金の受給には受給資格期間が25年必要であったが、現在は必要となる受給資格期間は10年に短縮されている。
- ◆ 納付猶予制度の導入時と比較すれば雇用環境等は改善している。また、年金制度として短時間労働者の厚生年金への適用拡大が進み、非正規雇用であっても社会保険に加入できる機会が広がっている。

【適用者の状況等】

- ◆ 納付猶予制度の適用者数は、令和4年度時点で約58万人。概ね納付猶予期間2年以下である者がどの世代でも半数程度いる。一方で、納付猶予制度を利用できる期間が長い30歳以上の世代では、納付猶予期間が5年超の者も一定程度存在する。
- ◆ 全額免除と納付猶予では所得基準が同じであり、単身世帯等で全額免除が適用できる状態にあるにも関わらず、納付猶予に留まっている場合がある。
- ◆ 納付猶予制度は個人の所得に着目する制度であるが、納付猶予適用者の中には、世帯主に一定以上の所得がある場合がある。

納付猶予制度の課題

- ◆ 納付猶予制度は、将来の無年金・低年金を防止するために設けられ、現在も一定数の者が利用しているが、令和12年6月までの時限措置とされている。
- ◆ 納付猶予適用者の中には、世帯主に一定の所得があり保険料負担能力がありながらも納付猶予が適用されている場合がある。

納付猶予制度に関する検討の方向性

方向性

令和12年6月までの時限措置とされている納付猶予制度について、将来の無年金・低年金を防止する役割を維持しつつ、将来の年金給付につなげるため、以下のように考えてはどうか。

- (1) 納付猶予制度については、被保険者の対象年齢の要件は現行通り（被保険者が50歳未満であること。）とした上で、時限措置を延長することを検討してはどうか。
- (2) 納付猶予制度の延長に際しては、制度の基本的な考え方は維持しつつ、所得要件については、本人及び配偶者の前年の所得が一定額以下であっても、保険料納付の原則に立ち返って世帯主（親など）に一定以上の所得がある場合は納付猶予の対象外とし、保険料納付を求めることを検討してはどうか。

（世帯構成が変化した場合における保険料免除への円滑な移行（運用上の整理））

全額免除と納付猶予制度では所得基準が同じであることから、世帯構成の変化により、新たに免除基準を満たす場合が生じる。納付猶予と異なり、保険料免除適用者は国庫負担分について将来の年金給付額につながることから、円滑に保険料免除へと移行されるよう運用上の整理を行うことを検討してはどうか。（※）

（※）現行実務においても、納付猶予適用後の世帯構成の変化により保険料免除の適用対象となった者は、所得審査等に用いる運用上の「年度」（7月から翌年6月まで）ごとに保険料免除に切り替える運用を行っている（ただし、本人が希望しない場合は除く。）。

納付猶予制度の見直し案と現行制度との比較

制度	免除等の要件（対象者）	免除等の要件（所得基準）	年金給付
納付猶予制度 見直し案	① 本人・配偶者の前年所得	全額免除基準と同じ	国庫負担分 保険料分
	② 世帯主の前年所得	一定以上の所得がある場合に制限	
現行の 納付猶予制度	本人・配偶者の前年所得	全額免除基準と同じ	国庫負担分 保険料分
全額免除	本人・配偶者・世帯主 の前年所得	(扶養親族等の数+1)×35万円 +32万円	国庫負担分 保険料分

新たに世帯主の所得を考慮

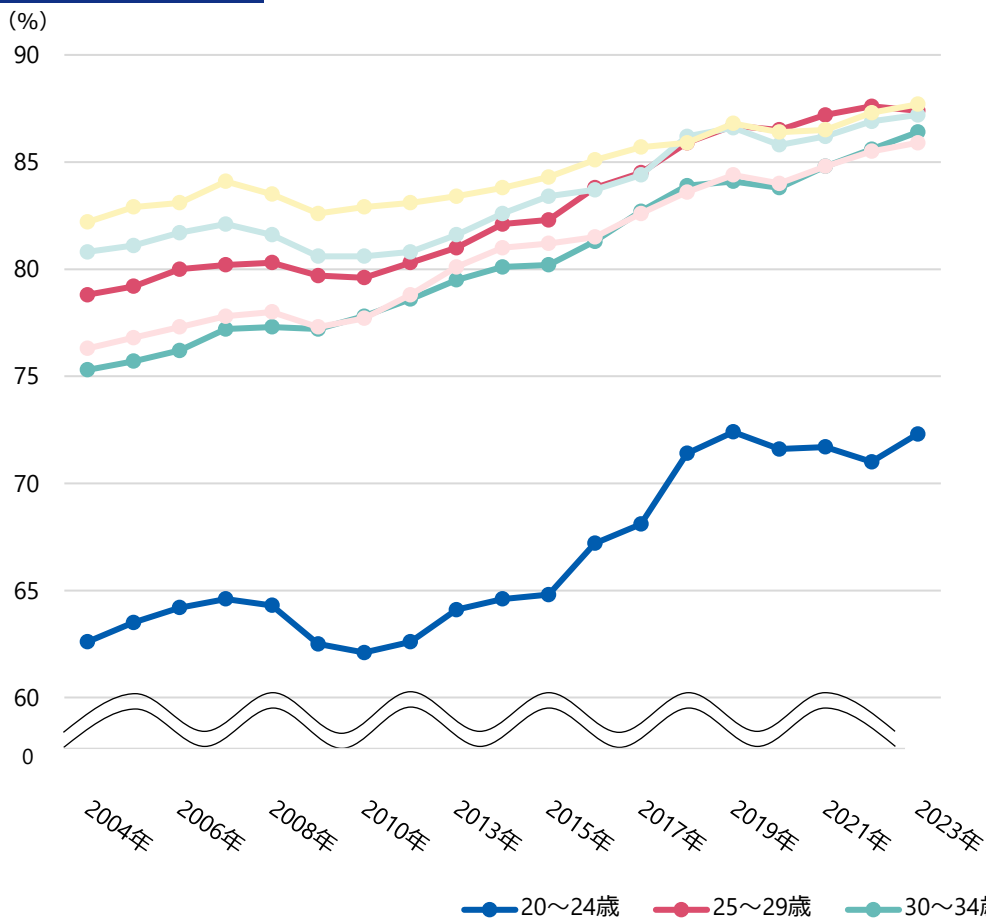
世帯主に一定以上の所得がある世帯については保険料の納付猶予の対象外とし、保険料納付を求めることを検討。

1. 国民年金保険料の納付猶予制度の概要
2. 納付猶予制度の適用状況
3. 納付猶予制度の課題・検討の方向性
4. 参考資料

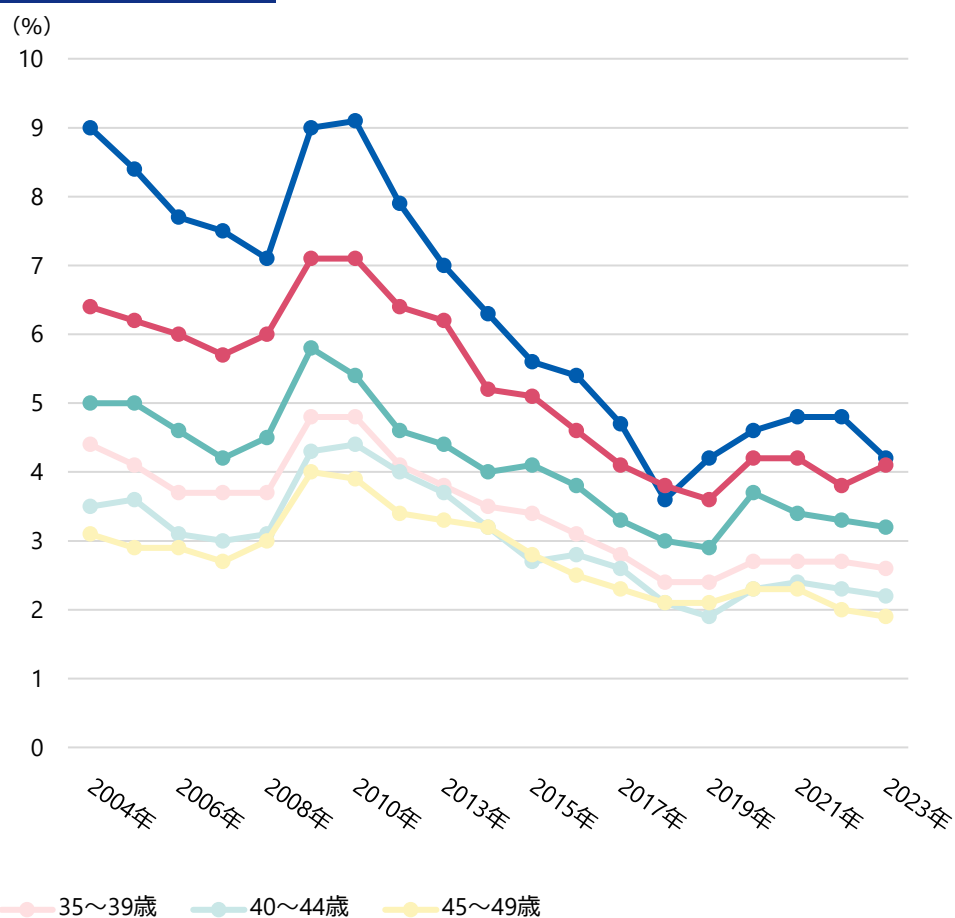
就業率・完全失業率の推移（年齢階層別）

- ◆ 就業率は、すべての年齢において上昇傾向にある。
- ◆ 20～24歳の完全失業率については、納付猶予制度創設時の半分以上の水準になっている。
- ◆ 35～49歳の完全失業率についても、2009年以降基本的に減少傾向にある。

就業率



完全失業率



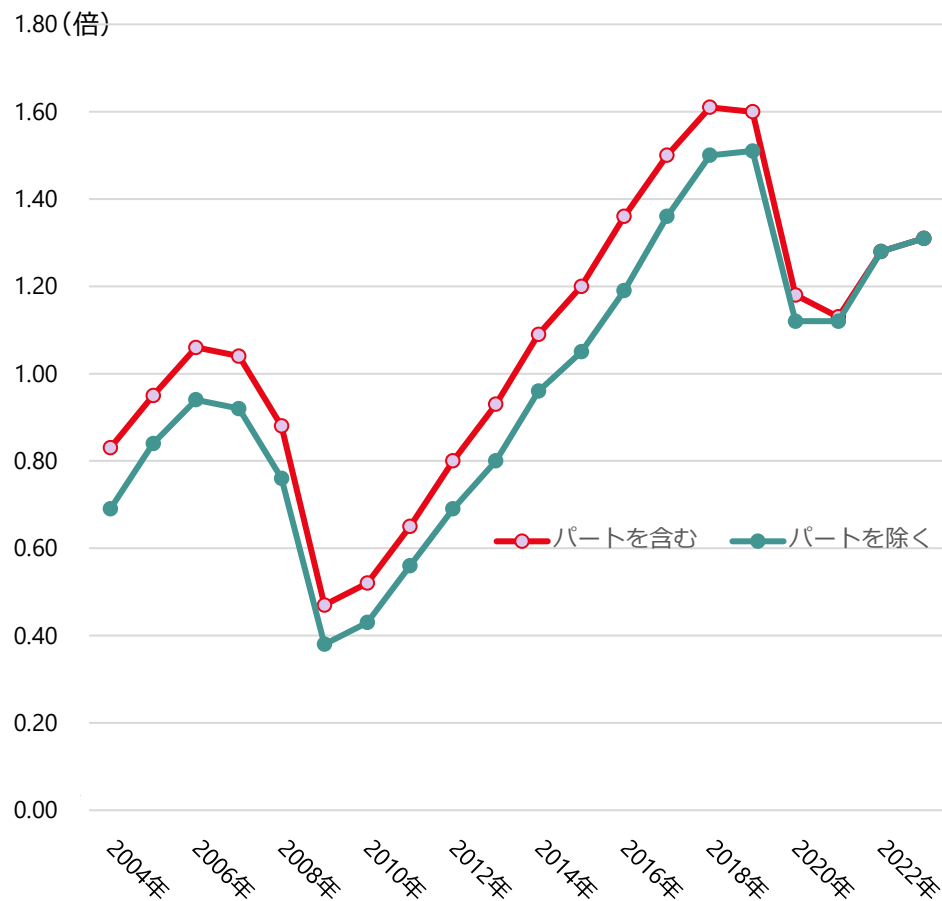
（出典）総務省「労働力調査」

（注）2011年については、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県において、調査の実施が困難となったため、全国及び東北地域の結果については掲載せず。

有効求人倍率・大学等卒業予定者の就職率の推移

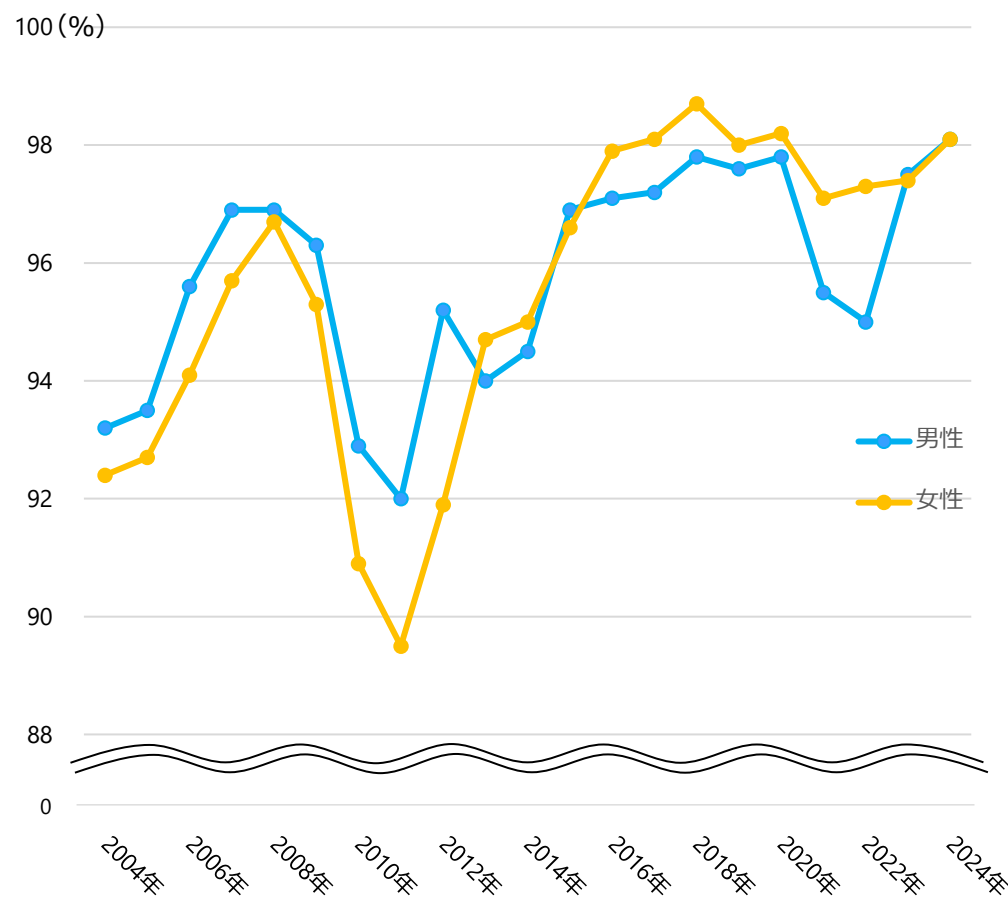
- ◆ リーマンショックの影響を受けた2010年以降、有効求人倍率は長期的に上昇傾向が続いた。コロナ禍により、2020年に減少に転じたが、近年は再び上昇傾向である。
- ◆ 大学等卒業予定者の就職率についても同様の傾向が見られる。

有効求人倍率



(出典) 厚労省「一般職業紹介状況」
(注) 年平均の有効求人倍率

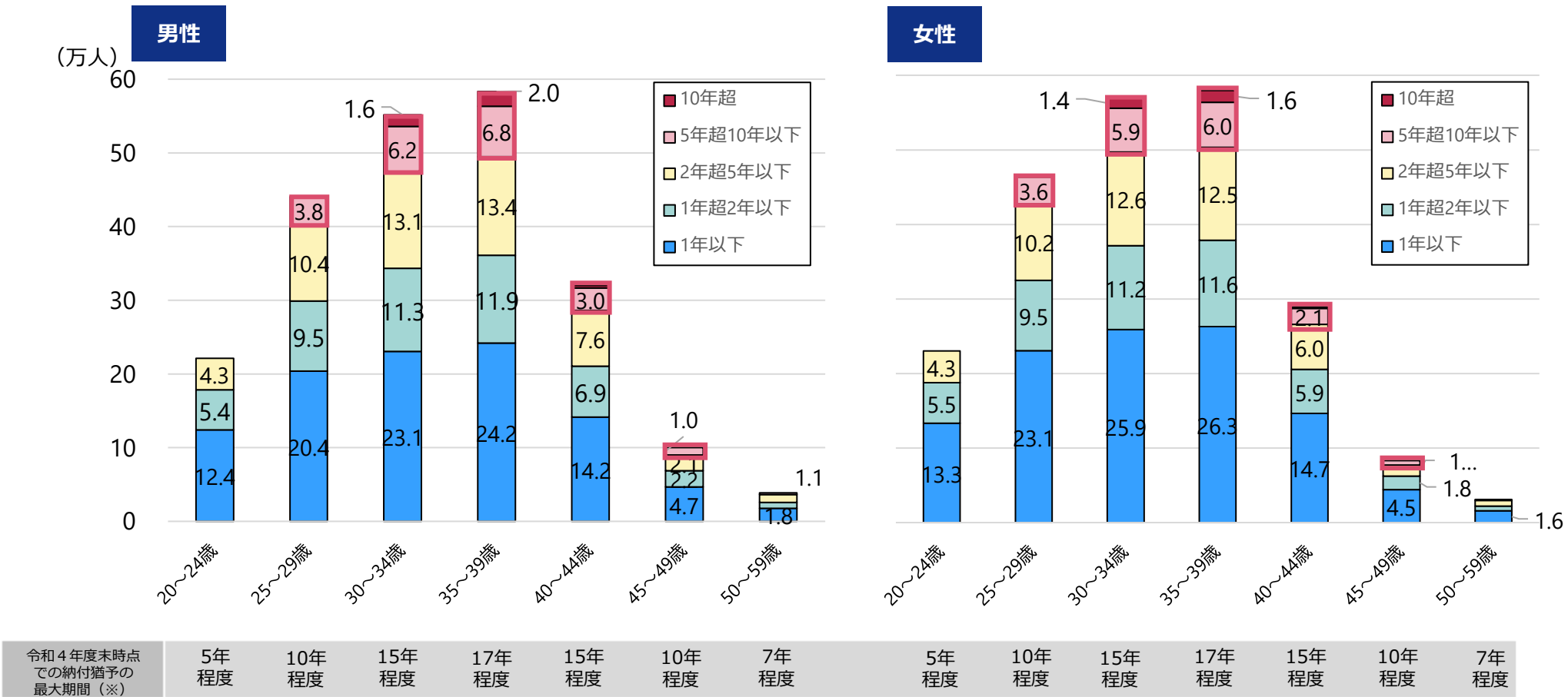
大学等卒業予定者の就職率



(出典) 厚労省・文科省「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職内定状況等調査」
(注) 1) 対象は大学、短期大学、高等専門学校
2) 各年4月時点の数値である。

納付猶予の記録を有する者における納付猶予の適用期間

- ◆ 納付猶予の記録を有する者（現在適用されている者も含む）について、その納付猶予の適用期間は、全ての世代で半数以上が2年以下に留まっている。
- ◆ 一方で、納付猶予の適用期間が5年超の者も一定程度存在している。



（※）納付猶予制度を利用可能な年数は、対象年齢拡大の改正経緯等により、5歳ごとに区切った年齢階級に応じて差があることに留意が必要。

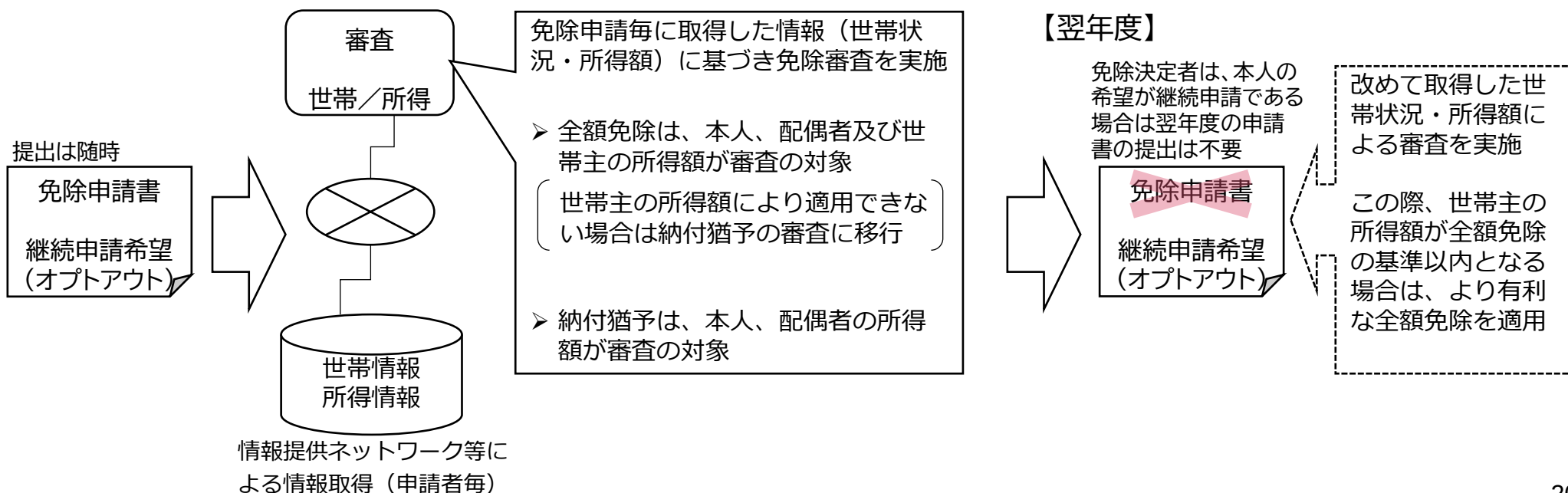
（資料出所）年金局調べ（令和4年度末時点）。
（注）1）令和4年度末時点の被保険者データ（5分の1抽出）をもとに集計（レコード数を5倍して人数ベースに復元）。
2）過去に納付猶予を受けていた月の保険料について既に追納を済ませている場合は、納付済み月として扱っている。

単身世帯で納付猶予が適用者されている者の全額免除適用への切り替えの実務

現状の実務

- ◆ 納付猶予の申請書は保険料免除の申請書と一体となっており、日本年金機構（以下「機構」という。）において申請者の世帯や所得の情報を確認し、全額免除、納付猶予及び一部免除に該当するかを判定している。そのため申請者において免除等の区分の記載は原則不要となっている。
- ◆ 初回時の申請において申請者が希望しない場合を除き、全額免除又は納付猶予が承認された場合、当該申請者が翌年度（※）以降も同じ免除等の申請をしたものとして機構において審査を行う運用となっている。（継続申請）
- ◆ さらに継続申請の場合、次年度（※）以降は機構において本人、配偶者及び世帯主の所得や世帯の状況等を確認し、納付猶予とされた者が全額免除の審査基準に該当すれば、全額免除に切り替える運用となっている。
- ◆ また、納付猶予が承認された後に単身世帯となるなど全額免除の要件に該当することとなった場合、再申請することにより再申請した日の属する月の前月から全額免除期間とすることも可能である。

（※）国民年金保険料の免除や納付猶予の「年度」は、7月から翌年6月までを「一年度」とされている。



様式コード			
4	6	3	5

国庫年金保険料各給 給付額を申請書

基礎年金番号（１０桁）で申請する場合は「①個人番号（または基礎年金番号）」欄に左詰めで記入してください。

◆ ⑨免除等区分は基本的に記入不要です。記入がない場合は、以下の免除等区分について1～5の順に全て審査します。審査を希望しない免除等区分がある場合は、該当する数字を「×」で抹消してください。

※ 「納付猶予」は、50歳未満の期間が対象となり、年金を受け取るために必要な期間に算入されます。「納付猶予」の審査順序が変わる場合は、その旨を「関係者」欄に記入してください。

免除等区分	1. 全額免除 (保険料全額を免除)	2. 納付猶予 (保険料納付を猶予)	3. 4分の3免除 (保険料1/4納付が必要)	4. 半額免除 (保険料1/2納付が必要)	5. 4分の1免除 (保険料3/4納付が必要)

⑩ 申請期間	平成 令和	年度分
-----------	----------	-----

B 申請内容	⑪	被保険者：16歳以上19歳未満の扶養親族	あり	(人)	・	なし		
		配偶者：16歳以上19歳未満の扶養親族	あり	(人)	・	なし		
		世帯主：16歳以上19歳未満の扶養親族	あり	(人)	・	なし		
	⑫ 特別認定 区分 (平復困難等経路)	被保険者：1. 失業 平成30年度 認定 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入 (あり・なし)	2. 天災等	3. その他 ()				
	配偶者：1. 失業 平成30年度 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入 (あり・なし)	2. 天災等	3. その他 ()					
	世帯主：1. 失業 平成30年度 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入 (あり・なし)	2. 天災等	3. その他 ()					

⑬ 継続希望	1. 「全額免除」または「納付猶予」が承認された場合は、翌年度以降も同じ免除区分での免除申請を希望します。 希望しない場合は、..... を〇で囲んでください。	希望します
	2. 1を希望した上で、納付猶予が承認された次の年度において全額免除の審査基準に該当する場合、その年度以降は全額免除を希望します。 希望しない場合は、..... を〇で囲んでください。	希望しません

14 備考

※ 所得に関する情報について、関係法令に基づき、申告義務がある場合には、正しく申告する必要があります。

2407 1016 002

(注 意 事 項)

2. 記入について
- ①黒ボールペン等で記入してください。
 - ②**配偶者(別世帯の配偶者を有する)**および**世帯主**(被保険者または配偶者以外が世帯主である場合)のある場合は、その氏名を必ず記入してください。
※なお、過去の年度分の申請については、申請する申請期間の末日時点の配偶者・世帯主を記入してください。
○当該申請期間の氏名は次のとおりです
令和3年度分の申請については、令和4年6月30日時点
令和4年度分の申請については、令和5年6月30日時点
※ 令和5年度分の申請については、令和6年6月30日時点
(令和6年7月1日以後に申請する場合)
 - ③「⑧特設事項」欄には、次の①から③に該当する場合、その内容を記入してください。
① **配偶者が別世帯の場合は、配偶者の個人番号(12桁の番号)を記入してください。**
② **申請する対象期間中に、配偶者および世帯主の両方に世帯主があった場合は、その旨および変更があった年月日を記入してください。**
また、**申請期間中に海外へ外出した人があった場合は、国名と出入り日**を記入してください。
③ **①の申請期間中に、記載した年の1月1日時点において海外に居住していた場合は、国名および帰入日を記入してください。**
 - ④特例認定について
① 失火したとき等により申請を行うときは、「⑧特例認定区分」欄の「1. 失火」を記入の上、該当年月日と月間保険料加の有無を記入してください。
② 地震または世帯主が被災したときにより申請を行う場合は、同様に記入してください。
※ 失火による申請については、事由が発生した年月が事由が発生した年の翌年6月の6月までの期間について免除等を受けることができます。
ただし、他の事由による申請と同時→翌7月を超る将来期間については翌7月以降に改めて申請が必要です。
 - ⑤ 災害(震災、風水害、火災その他のこれに類する災害)を申請するまたは配偶者の住所を一時他県に移転した場合は、申請を行うときは、市区町村窓口または年金事務所にご相談ください。
 - ⑥「④備考」欄には、次の①から③に該当する場合、その内容を記入してください。
① 生活保護法による生活扶助以外の扶助または特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金を受けていることにより申請を行うときは、その名称および支給開始年月日を記入してください。
② 外国籍の方の生活保護に相当する給付を受けていることにより申請を行うときは、その名称を記入してください。
③ 次のいずれかに該当して被保険者が、その該当する日(令和4年10月14日以後に免除等を受けること)は、その事実およびその年月日を記入してください。
A 障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金または旧国民年金法による障害年金の支給格下げとなった。
B 生活保護法による生活扶助または自立支援予防法の廃止に関する法律による援護を受けなかった。
C ハンセン病療養所から医療費を返還した。
 - ⑦配偶者の専ら事務に就いているとを理由として申請するときの手続き等については、年金事務所へご相談ください。

- (2) 失業に類しては、
① 失業者と同等以上に申請を行うべきで、雇用保険法の被保険者であった方は、**失業した事実が確定である雇用保険受給資格者証**、**雇用保険受給資格者証が失効した雇用保険受給資格者証**を提出するべきと併用してください。
また、手厚の補償（第2条）は本人の届出に基づいて行方不明になっている場合は、その届出の提出に何の疑念もなければ、失業認定については、あわせて失業の状態にあるとの見立を行う必要はない。
② 総合手当金の貸付決定通知書の際より一歩もその申請をした未納の返済資格のない
③ 貸付金全部返還済または期間満了全部返還
④ 控除等差への異動届出書、個人事業の廃止等届出書または事業廃止届出書の際（受付印のあるものに限る）
⑤ 貸受給者への事業廃止届出書（受付印のあるものに限る。）または事業・雇用証明書の提出（受付印のあるものに限る）
⑥ その他、公的機関が交付する証明書類であって、失業の事実が確定できず、なお、過去に同一の失業と同一の理由により免除等を申請し、失業した事実が確定できず公明書を出したことがある場合は、あらためて提出する必要がある。
(3) 生活保護法による生活扶助などの扶助を受けていることを理由に申請するときは、**その失業を確定できる公的機関の証明書類**により、特定給金に対する特別支給給金の支給に関する法律による特別障害給金等に対する給付を理由に申請するときは、**支給資格確認書**を併用してください。
(4) 年金受給者記入用紙に申請を行う場合は、基礎年金受給者記入用紙の際または年金給付額（名義の記載ページ）のページを添付してください。

- ③年度以降の全額償還または納付済みの結果申請を行うことは、
 ①年度以降の年次報告書においては、全額償還または納付済みの承認を受けた場合、
 年度以降に引き続き継続して納入済みの手続きを承認するものです。
 ②年度以降希望償還の額により、納付猶予が認められず返済とみなされ全額お金の
 請求を受けることとなります。全額お金を滞り続ける旨をお知らせします。
- ※ マイナー本人(個人番号)より申請を行われる方を筆名欄にて
 申請者本人が窓口で申請を出す場合は、マイナンバーカード(個人番号票)
 お持ちでない場合は、以下の①および②を提示してください。
 なお、郵送で申請を出す場合は、マイナンバーカードの写しを添付面または通知
 ④カードと一緒に提出してください。また、必ず表示されている氏名欄に「通知
 ⑤者」(有)と署名捺印を施す必要があり、氏名欄には必ず「通知者」と記載しな
 さい。

- ※ 年度末(7月～)において、第1号被保険者でなかった場合は、継続申請は無効となります。
- ※ 継続申請を希望される方は、審査に必要な所得情報の確認について日本年金機構に委任することとなります。
- ① 継続申請希望の2、3を申請し、年度以降に全額免除が承認された場合には、その次の年度以降は全額免除のみの手続きを行い、全額免除に該当しないこととはならず、一部減額となります。
- ※ 右の1、2、3、4、5、6、7、8、9のいずれかの項目が必ず必要となります。
- ※ 5の(1)～(4)については、(5)の所得情報に必要ない事項により承認を受けた場合および審査の結果一部免除となつた場合は、継続申請は無効となりますので、年度後の7月以降に改めて申請が必要となります。
- ※ 5の(5)については、継続して生活扶助に相当する保護を受けていない、継続申請を希望できる場合があります。
- ② 年度以降に全額免除の継続申請の審査結果は審査後にご通知します。また、承認後、免除の取消を申請することとなります。
- ③ 年度以降の減額申請は前月の前月以降の期間が対象となります。
- ④ 収入が一定以上の方・高齢者・離婚・配偶者が亡くなった等、配偶者の状況が変更された方、収入が一定以上の方・高齢者・離婚・配偶者が亡くなった等の状況が変更された方は、収入が一定以上の方・高齢者・離婚・配偶者が亡くなった等の状況が変更された旨の届出が必要です。
- ※ 専ら生活費として14日以内に必要の支出を行っていただくこととなります。

4. 一部免除の承認を受けた期間について
4分の3免除、半額免除または4分の1免除が承認された期間は、納付すべき保険料を納付しないと未納期間となり、老齢基礎年金・障害基礎年金等を受けられなくなる場合があります。納め忘れのないようご注意ください。

5. 免除等の承認を受けた期間にかかる保険料の追納について
 全額追納または一部追納が承認された期間、4分の3免除、半額免除または4分の2免除の追納が認められる（一部保険料の追納が認められる場合には、10年以内で残りを申しよ）という免除された保険料とある期間との差（追納）ができて、追納した期間は、保険料を全額納付した場合と同じ扱いになります。
 ただし、年齢基準額を金に取替えている方は追納することはありません。
 また、追納する追納期間の翌年度から起算し、3年度以上以降に保険料を追納する場合には、当時の保険料の経過期間に応じた加算料が上乗せされます。
 なお、追納保険料は追納が承認された期間のうち、先に経過した月（古い月分）から納付することとなります。

- ### ④ 留意事項
1. 申請後、おわねわ2～3か月後に日本年金機構から審査結果が送付されます。それまでの間、保険料納付の催告状等が送付される場合がありますので、あらかじめご了承ください。
2. 申請日後に申請期間にかなう保険料を納付された場合は、後日お返し（還付）いたします。
3. 納付後に申請できない場合は、年金事務所に連絡ください。
4. 申請が却下となった場合は、保険料の納付が必要となります。
納付がない場合は、年金事務所で再発行しますので、年金事務所までご連絡ください。
5. 免除等の承認期間中に学生となった場合は、学生納付特例の申請をしてください。
6. 申請した期間中に学生の期間があった場合は、改めて学生納付特例申請書の提出が必要となります。
その場合の学生納付特例の申請については、この申請を受理した日または学生となった日により申請が有効となります。
7. 口座振替を利用している場合、全額免除または納付猶予が承認された時点で一時停止となります。
8. 承認申請が終了したと通知（口座振替が再開された）ことで承認おきください。
9. 延滞申告等と前年申告に異なるとなると、年金事務所までご連絡ください。

※ 申請者に配偶者・世帯主に変更がある方へ
この申請をうけずして先に配偶者または世帯主の変更または前年所得の変更があった場合は、以下のいずれに該当するか確認の上、必要なご連絡等をお願いします。

① 審査結果（承認・却下通知）が日本年金機構（年金事務所等）から届く前に変更があった場合で、
② 結婚や世帯主変更（父母等と同居を開始など）の場合
→ 連絡は不要です。申請を取り下げる時はご連絡ください。
③ 離婚や世帯主分離（父母等ではなく自分や配偶者が世帯主になったなど）の場合
→ 変更通知を必ずお送りください。

⑫ 審査結果が届いた後に離婚や世帯分離があった場合で、再審査(却下⇒再審査、一部免除⇒全額免除、納付猶予⇒全額免除等)を希望される場合は、再度申請してください。
なお、免除を希望しなくなったときは取消申請をしてください。

※ 第1号被保険者ではない場合
免除等の承認後に第2号被保険者(会社員等)や第3号被保険者(会社員等の被扶養配偶者)となった場合または第1号被保険者でなくなった場合、自動的に免除等期間ではなくなります。
ただし、承認期間中に再び第1号被保険者となったときは、免除等の期間に戻すことができますので、ご希望の場合は年金事務所までご連絡ください。

2)を提示してください。